災害に強い地域づくり

～災害時要支援者避難支援計画（個別計画）を作成しましょう～

災害時に命を守るには、自分で災害への備えをしておくのは当然ですが、地域には一人で避難できない方や一人で避難することが難しい方もいます。

災害時における救助者のほとんどが自助と共助

一般的に、災害時における救助者の割合は、右円グラフのとおりと言われています。「自分の身は自分で守る（自助）」そして「地域で助け合う（共助）」ことが大切です。地域で支援が必要な人が「誰か」知っておく、またその人が避難時にどんな支援が必要かを考えておくといった「共助」が必要です。

災害時の救助者の割合

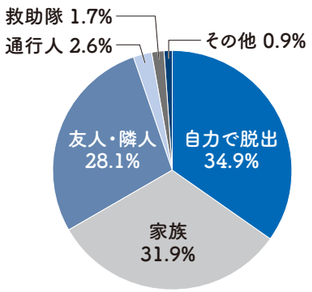

（社）日本火災学会（1996）「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

災害時要支援者避難支援計画（個別計画）とは

避難行動要支援者同意者名簿（広報こうか7月号参照）をもとに、特に支援が必要な方一人ひとりの具体的な避難支援についてまとめたものです。「どんな助けが必要か?」「誰が支援するのか?」「避難経路は?」などを、区長、自治会長を中心に、本人、家族、避難支援等関係者*、地域の方と一緒に確認し、話し合いながら作成します。

支援には、平常時の支援と災害時の支援があり、支援が必要な方一人ひとりに必要とする支援の内容もさまざまです。普段から顔合わせをする、出会ったらあいさつをする、声をかけてみることも支援の一つです。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、災害への備えの1つとして、災害時要支援者避難支援計画（個別計画）を作成しましょう。

*避難支援等関係者…区長、自治会長、民生委員児童委員、消防署、警察署など

災害時要支援者避難支援計画（個別計画）作成手順

※区長・自治会長を中心に地域で作成していただくものです。

よくあるQ&A

Q. 個別計画は、必ず作らなければならないのですか?

A. 義務付けられてはいませんが、要支援者の命を地域で守るために個別計画を作成し、地域の防災力を高めることが望まれます。

Q. 支援者に選任されても、万が一助けにいけなかった場合、後で責任を問われるのでしょうか?

A. 支援者が要支援者を万が一助けられなくても責任を問われることはありません。支援者本人と家族の安全が大前提です。

Q. 支援者の人数を確保するのが難しいのですが?

A. 要支援者の避難支援を行う支援者として、区、自治会の役員をイメージしがちですが、若い人や隣近所の人などの協力を得て、地域全体で協力体制を構築することが重要です。

Q. 個別計画の作成に市行政からの支援はありますか?

A. 個別計画の目的や作成方法などを説明するための説明会を実施しています。いつでもご相談ください。

説明会を開催します!

★説明会
「災害時要支援者支援計画（個別計画）作成について」

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしたうえで実施します。
※説明会の申込みは下記まで

★DVD「地域で備える災害避難準備」の貸し出しもしています。

問合せ　福祉医療政策課　福祉政策係
☎69-2155　FAX63-4085

のりしろ

キリトリ

市長への手紙

（差出人）

住所	〒	
氏名		年齢選択 □ 20歳未満 □ 20～39歳 □ 40～59歳 □ 60～79歳 □ 80歳以上
電話		

回答を希望されるか選択してください	□要　□不要

◎公表してもよい方は下記の「公表してもよい」に、公表してほしくない方は「公表しないでほしい」に✓印を付けてください。

内容の公表	□公表してもよい　□公表しないでほしい